処分名	介護・訓練等給付費の支給決定
根拠法令	障害者自立支援法第19条,障害者自立支援法施行規則
	第7条
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審查基準

(1) 申請を行うことができる人(以下のすべてに該当する人)

本市に住所を有する身体上の障害がある人であって、都道府県知事から 身体障害者手帳の交付を受けた人又は知的、精神に障害がある人であって、 介護・訓練等給付の利用が適当であると市町村が認めた人(なお、当該障 害者が18歳未満の場合は、その保護者)

(2) 申請の方法

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に次に掲げる書類を添えて提出する。

- ア 世帯状況・収入・資産等申告書、課税状況が分かる資料等
- イ 利用者負担額の算定のために必要な資料
- ウ 現に支給決定を受けている人は、当該施設受給者証
- (3) 許認可等の要件

次の事項を勘案し、介護給付・訓練等給付を利用することが必要と認め られる場合

- ア 介護・訓練等給付費の支給の申請を行った障害者の障害の種類及び程 度その他の心身の状況
- イ 当該障害者の介護を行う者の状況
- ウ 当該障害者の介護給付・訓練等給付費以外の保健医療サービス又は障害福祉サービス等の利用の状況
- エ 当該障害者の介護・訓練等給付費の利用に関する意向の具体的内容

- オ 当該障害者の置かれている環境
- カ 当該申請に係る介護・訓練等給付費支援の提供体制の整備の状況

2 標準処理時間

30日(施設入所の場合で、希望施設に空きがなく入所待機が必要な場合は、入所の見通しが立つまで)